

浄化槽リノベーション推進検討会ヒアリング意見書

団体の名称 一般社団法人日本環境保全協会
代表者氏名 会長 山条忠文
団体の概要 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の団体
「廃棄物の適正処理と生活排水の適正処理に貢献を果たす」「実績と技術で明日の環境を守る」を理念に諸事業を展開。

＝基本的考え＝

- (1) 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」
- (2) 「浄化槽処理促進区域設定や公共浄化槽の設置に関する手続き」
- (3) 「浄化槽台帳で定めるべき事項と関係者からの情報収集」

総括的な考え方として、市町村単位の協議会を設置することで維持管理体制の確立を図り、協議会をベースにして浄化槽台帳の情報収集と共有化、浄化槽処理促進区域設定や公共浄化槽の設置地区選定、特定既存単独処理浄化槽への措置等全て関連事項についての協議・推進が図れるものとする。

協議会は、市町村、清掃業、保守点検業、検査機関等で組織することで、行政と業界が連携し適正な事業の推進が図られると考える。

また、公共浄化槽、市町村設置型を管理するうえで、汚泥の収集運搬は一般廃棄物として廃棄物処理法を厳守することを改めて明確にすべきである。

さらに共同設置型については、管路の清掃は一般廃棄物の観点から清掃業の業務であることを明確にすべきと考える。

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

< 特定既存単独処理浄化槽の対象範囲 >

浄化槽の内部機材や部品の劣化や損傷により、汚水が正常に処理できない場合は、処理不十分な汚水がそのまま放流されたり、土壤に浸透したり、悪臭の被害が生ずる恐れがある。修理可能な場合は修理して使用するも、内部機材や部品の不備が過去 3 年間未改善の状態にあり、かつ、BOD 超過のものは対象範囲と判定することが有効と考える。

また、地方公共団体が特定既存単独処理浄化槽の判断や必要な措置を行うための判断基準が必要なことから、統括的なチェックシートを定めることは必要であり、さらに専門的検知から特定既存単独処理浄化槽検査を指定検査機関に依頼するルール作りが必要と考える。

また、11 条検査結果から特定既存単独処理浄化槽の把握が可能と考えるが BOD 導入の有無、採水員制度の有無、受検率の高低等、異なる現状から地域の実情に合わせた検査機関での対応が必要となってくる。

なお、11条検査未受検者の多い現状を打開するためには、特定既存単独処理浄化槽になりうる根拠情報及び行政の権限の強化が求められるところであり、市町村が中心となつての清掃状況の徴収、都道府県が中心となつての保守点検・法定検査の実施状況の徴収を行うことで、合理的な把握が行えるものとする。また、無届のものに対しては届出の徴収に努めると共に、不可能なものには行政確認後、権限で処理できるように整理する必要がある。

近隣住民からの苦情通報の情報については、市町村が実態を把握し法定検査結果から判断を行い、さらに必要な場合は立ち入り検査を実施し、状況判断を行った上で浄化槽法第12条第2項又は第12条の2に基づき対応を図ることが必要と考える。勧告・命令処分の結果、未改善の場合に特定既存単独処理浄化槽の指定ができるものとする。

(2) 浄化槽処理促進区域設定や公共浄化槽の設置に関する手続き

<浄化槽処理促進区域について>

都道府県構想に基づく浄化槽整備区域を、浄化槽処理促進区域として設定すべきである。設定に当たっては都道府県構想や生活排水処理計画等と整合を図る必要があるため、都道府県は、区域の設定に関する実施計画を踏まえて生活排水処理計画を見直す必要がある。

また、水環境保全を踏まえ、改善が求められている地域においては都道府県が市町村に対し、浄化槽処理促進区域を設定するよう指導できるようにすることも必要と考える。

<公共浄化槽制度について>

設置計画を作成するに当たつての、設置に関する届出等については、設置者は市町村とし、土地所有者は使用者とする。さらに、共有地に設置され、建築物所有者が複数存在する場合もあることから、設置、管理、土地の使用については、書面による同意書の提出が必要である。

また、都道府県知事や特定行政庁の協議手続きは必要であるが、市町村設置型の場合には簡素化し事務負担の軽減を図ることが望まれる。

(3) 浄化槽台帳で定めるべき事項と関係者からの情報収集

台帳に記載すべき事項については、浄化槽管理者情報、浄化槽情報を基に、環境省の「浄化槽の指導普及に関する調査」に対応し、浄化槽の使用状態を示す項目を盛り込むことが必要と考える。

浄化槽台帳の情報収集については、維持管理体制の確立に一定の期間を要することが想定されることから、段階的な実行を図って行っていく必要がある。ほか、基本的考えで記述したとおり。

浄化槽適正維持管理指導体制の確立

浄化槽法改正に伴う浄化槽維持管理体制

